

# 第 8 8 回 定 時 株 主 総 会 資 料

( 電子提供措置事項のうち法令および定款にもとづく  
書面交付請求による交付書面に記載しない事項 )

## 【事業報告】

- ・ 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

## 【連結計算書類】

- ・ 連結注記表

## 【計算書類】

- ・ 個別注記表

(2024年3月1日から2025年2月28日まで)

株式会社 **乃村工藝社**

上記事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定にもとづき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。  
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

## 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### 1. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社では、次の経営理念を掲げ、すべての役員および従業員が職務執行をおこなう際の基本方針としております。

われわれは 人間尊重に立脚し  
新しい価値の創造によって豊かな人間環境づくりに貢献する

ノムラのいう人間尊重とは  
ノムラは、生活者である人間の多様な価値観に対応し、快い生活環境を創造する。  
またノムラは社員の人間性を基盤にして、働きがいのある自己実現の場をつくりあげる。

ノムラのいう新しい価値の創造とは  
ノムラは、人と人、人との、人と情報が交流する新たな機能と可能性を追求し、  
最適な集客貢献と空間創造を実現する。

ノムラが目指す企業像とは  
ノムラのおくりだすものは、人間環境の質的向上をはかる生活文化そのものである。  
ノムラはこの仕事を通じて、環境創造産業のリーダーとなる。

この経営理念のもと、当社は、集客と感動の環境を創り出し、顧客の事業繁栄と成功に貢献することにより、企業価値を高め、成長を続けてまいります。

そのため、以下の内部統制システムに関する基本方針を定め、適正かつ効率的な業務遂行につとめてまいります。

#### (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・ 乃村工藝社グループ（以下「当社グループ」という）の役員および従業員が、法令および定款を遵守し、コンプライアンスに基づく職務遂行が徹底しておこなわれるよう、内部統制システムを運用する。
- ・ 本社部門ではコンプライアンスに関する社内研修を適宜実施するとともに、事業部門から相談・報告を受け、対応策を講じ、報告事項に重大な法令違反行為などが含まれる場合には、リスク管理委員会を開催して審議をおこない、その内容を代表取締役 社長執行役員に報告する。

- ・リスク管理委員会は、緊急時以外にも定期的に開催し、リスク管理体制・コンプライアンス体制の運用状況の確認などをおこなうとともに、必要に応じて弁護士や公認会計士など外部の専門家と連携をとり、再発防止に向けて必要な措置を講じる。
- ・本社部門および事業部門から独立した監査室を設置する。監査室は、定期的に内部監査を実施し、被監査部門にその結果をフィードバックするとともに、代表取締役 社長執行役員および取締役会ならびに監査等委員会に監査報告をおこなう。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・文書管理規程などの社内規程に基づき、取締役会など各種会議体の議事録の管理および保存をおこなう。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程を策定し、リスク管理体制を整備する。また、リスクマネジメントに関するガイドラインを作成し、社内の情報基盤を通じて共有する。
- ・経営上重要なリスクについては、上記リスク管理委員会においてリスクの把握・分析をおこない、対応策を検討することにより、事業活動におけるリスクの予防につとめる。

## (4) 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

- ・取締役会は、取締役会規則などの社内規程により職務権限・意思決定のルールを明確にすることで適正かつ効率的な職務の執行を図る。
- ・業務執行上の重要事項の報告・審議・決定を目的に経営会議を開催し、意思決定の迅速化につとめる。

## (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・グループ会社を含めた企業集団の行動の基本ルールとして「乃村工藝社グループ行動規範」を定める。当社グループ各社は、本規範のもと社内規程を整備するとともに、その整備状況や運用状況については当社の本社部門が定期的に確認し、グループ会社全体でコンプライアンス経営の実践につとめる。
- ・担当部門を定めて、グループ会社全社の業務の統括および経営に関する指導・支援をおこなう。
- ・当社グループの内部通報制度の窓口を設置する。また、その運用に関する規則を定めて通報をおこなった者の秘匿性の確保と不利益の防止をはかる。
- ・監査等委員である取締役とグループ各社の監査役は連携を強化し、当社グループ全体の監査の充実をはかるため、定期的にグループ監査役協議会を開催する。
- ・内部監査を担当する監査室が、グループ各社を対象として定期的に業務監査をおこなう。

(6) 財務報告に係る内部統制の整備・運用

- ・金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制システム」について適正な制度運用および評価をおこない、財務報告の信頼性確保につとめる。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

- ・監査等委員会の運営を補助するため監査等委員会直属の組織として監査等委員会室を設け、同室に使用人を配置する。
- ・監査室は、内部監査における結果について、適宜その内容を監査等委員会に報告をおこなう。
- ・監査等委員会よりその職務に関し補助を求められた場合、監査室および監査等委員会室が対応するものとする。
- ・監査室および監査等委員会室に所属する使用人の人事異動・人事考課など人事に係る事項の決定は、常勤の監査等委員である取締役の事前の承認を得るものとする。

(8) 監査等委員会への報告に関する体制

- ・当社グループの役員および従業員、またはこれらの者から報告を受けた者は、当社監査等委員会から業務執行について報告を求められた場合、または当社グループ経営に著しく影響を及ぼす重要事項やコンプライアンス違反等の事実が生じた場合には、定められた諸規程に則り、速やかに当社監査等委員会に報告するものとする。
- ・前項の報告をおこなった者に対し、当該報告をおこなったことを理由として、不利な取り扱いをおこなうことを禁止し、これを周知徹底する。
- ・内部通報制度の通報状況について、通報をおこなった者の秘匿性を確保したうえで定期的に監査等委員会へ報告をおこなう。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

- ・監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題などにつき相互認識を深める。
- ・監査等委員会が当社における各種会議体の議事録を閲覧することができるなど、監査を実効的におこなうための体制を構築する。
- ・監査等委員会の監査にかかる費用は、監査の実効性を担保すべく予算を措置するほか、緊急または臨時に生じる費用または債務について、これを負担する。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
- ・反社会的勢力に対する対応統括部署を総務部、不当要求防止責任者を総務部長とし、所轄警察署や顧問弁護士など外部専門機関から適宜関連情報を収集するとともに、当社が反社会的勢力およ

び団体から不当要求を受けた場合には、外部専門機関との連携のもと、社内の関係部署が協力して組織的に対応する。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### (1) 取締役の職務の執行について

当社は、取締役会規則や組織規程、決裁規程等の社内規程により職務権限・意思決定のルールを明確にすることで適正かつ効率的な職務の執行をはかっております。

当事業年度においては、取締役会を9回開催しており、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合するよう監督をおこないました。

### (2) 監査等委員の職務の執行について

当事業年度において、監査等委員会を9回開催しており、経営の妥当性、コンプライアンスに関して幅広く意見交換、審議、検証し、適宜経営に対して助言や提言をおこないました。また、監査等委員は、取締役会のほか、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役の職務の執行について、厳正な監視を実施いたしました。

### (3) リスクマネジメント体制の構築について

当事業年度において、リスク管理委員会を5回開催し、経営上重要なリスクの特定、リスクの把握・分析をおこない対応策を検討することにより、事業活動におけるリスクの予防につとめました。

また、当社グループの経営理念および行動規範ならびに法令上の留意点等の周知徹底をはかるため、コンプライアンスガイドを作成・提供いたしました。

### (4) コンプライアンスの徹底について

当社は、コンプライアンスの徹底を目指し、各種研修を実施いたしました。

また、当社の諸規程等に反する行為、または社会通念上不適切な行為の早期発見と是正、ならびに社会的信頼の確保のため、内部通報窓口を外部弁護士事務所に設置しております。

当事業年度において発生した案件に関しては、速やかに調査のうえ、監査等委員会へ報告をしております。

## 連 結 注 記 表

### (連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の状況

連結子会社の数 7 社

(株)ノムラアークス

(株)ノムラメディアス

(株)シーズ・スリー

(株)六耀社

乃村工藝建築装飾（北京）有限公司

NOMURA Design & Engineering Singapore Pte. Ltd.

NOMURA Design & Engineering Malaysia Sdn. Bhd.

なお、当連結会計年度より、2024年4月に設立したNOMURA Design & Engineering Malaysia Sdn. Bhd.を連結の範囲に含めております。

##### (2) 非連結子会社の状況

###### ① 非連結子会社の数 1 社

(株)静岡海洋文化ネットワーク

###### ② 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模会社であり、総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の状況

持分法適用の非連結子会社又は関連会社はありません。

##### (2) 持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社の状況

###### ① 持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社の数 1 社

(株)静岡海洋文化ネットワーク

###### ② 持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純利益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽

微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、乃村工藝建築装飾（北京）有限公司、NOMURA Design & Engineering Singapore Pte. Ltd.、NOMURA Design & Engineering Malaysia Sdn. Bhd.および(株)六耀社の決算日は12月31日です。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整をおこなっております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

その他有価証券……………イ. 市場価格のない株式等以外のもの  
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
ロ. 市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法

##### ② デリバティブ取引により……………時価法（振当処理をした為替予約を除く） 生ずる債権及び債務

##### ③ 棚卸資産……………主に個別法による原価法

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産……………定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|           |        |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物   | 10～38年 |
| 機械装置及び運搬具 | 4～17年  |
| 工具、器具及び備品 | 4～10年  |

##### ② 無形固定資産……………定額法によっております。

(リース資産を除く) なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。  
ただし、自社利用のソフトウェアについては、各社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によ  
っております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については  
貸倒実績率により、貸倒懸念債権および破産更生債権等特定  
の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込  
額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員への賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、  
当連結会計年度末の負担額を計上しております。
- ③ 完成工事補償引当金……………完成工事に係る瑕疵担保に備えるため、過去の補修実績に基  
づく将来の見積補償額を計上しております。
- ④ 工事損失引当金……………受注工事に係る損失に備えるため、損失の発生が見込まれ、  
かつ、その金額を合理的に見積ることのできる工事につい  
て、その見積額を計上しております。
- ⑤ 株式報酬引当金……………役員等への株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、  
支給見込額のうち当連結会計年度末までに発生していると認  
められる額を計上しております。
- (4) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- ① 重要なヘッジ会計の方法……………イ. ヘッジ会計の方法  
為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等について  
は、振当処理をおこなっております。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象  
(ヘッジ手段) 為替予約  
(ヘッジ対象) 外貨建金銭債権債務等
- ハ. ヘッジ方針  
外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為  
替予約取引をおこなっており、ヘッジ対象の識別は個別  
契約ごとにおこなっております。
- ニ. ヘッジの有効性評価の方法  
ヘッジ対象取引と同一通貨建による同一金額で同一期日  
の為替予約をそれぞれ振当てており、その後の為替相場  
の変動による相関関係は完全に確保されているため、決  
算日における有効性の評価は省略しております。

② 退職給付に係る……………イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生 of 翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

③ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業であるディスプレイ業は、顧客との工事請負契約・業務委託契約等に基づき、主として集客環境づくりの調査・コンサルティング、企画・デザイン、設計、制作施工ならびに各種施設・イベント活性化、運営管理等を行う義務を負っております。

当社グループの主要な事業は、通常、(a) 履行義務の充足によって提供される便益を、その履行につれて顧客が同時に受け取って消費する、(b) 履行義務の充足が資産を創出するかまたは増価させ、その創出または増価につれて顧客が当該資産を支配する、または、(c) 履行義務の充足が他に転用できる資産を創出せず、当社グループが現在までに完了した履行に対する支払を受ける強制可能な権利を有している場合のいずれかに該当するため、一定の期間にわたり充足される履行義務であり、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法を採用しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、主に見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）によっております。

## (会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

## (会計上の見積りに関する注記)

(一定期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法の適用)

### 1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|                                                     |           |
|-----------------------------------------------------|-----------|
| 一定期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法による売上高<br>(期末時点において進行中の金額) | 45,415百万円 |
| 工事損失引当金                                             | 55百万円     |

### 2. 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

一定期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法による売上高については、主として予想される原価総額を基礎として当連結会計年度末までの発生原価に応じた進捗度に、収益総額を乗じて算定しております。

予想される原価総額の見積りについては、受注段階において実行計画を編成し、工事の進捗を踏まえ都度見直しを実施するとともに、進捗度については、主として各期末までの発生原価が、予想される原価総額に占める割合に基づいて見積っております。

なお、予想される原価総額が収益総額を超過する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、その超過すると見込まれる額のうち、既に計上された損益の額を控除した残額を、予想される原価総額が収益総額を超過することが見込まれた期の損失として処理し、工事損失引当金を計上しております。

当該見積りは、今後の工事の進捗に伴い、設計変更・追加契約の締結、資材・外注費等にかかる市況の変動および条件変更に伴う外注費の変動等によって影響を受ける可能性があり、翌連結会計年度の連結計算書類において、売上高および工事損失引当金の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### (連結貸借対照表に関する注記)

1. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権および契約資産の金額はそれぞれ次のとおりです。

|        |           |
|--------|-----------|
| 受取手形   | 119百万円    |
| 電子記録債権 | 685百万円    |
| 売掛金    | 16,421百万円 |
| 契約資産   | 36,263百万円 |

2. 棚卸資産の内訳は次のとおりです。

|        |          |
|--------|----------|
| 仕掛品    | 810百万円   |
| 商品及び製品 | 375百万円   |
| 合計     | 1,186百万円 |

3. 損失が見込まれる工事契約にかかる棚卸資産と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係る棚卸資産のうち、工事損失引当金に対応する額は次のとおりです。

|     |       |
|-----|-------|
| 仕掛品 | 13百万円 |
|-----|-------|

### (連結損益計算書に関する注記)

- |                      |        |
|----------------------|--------|
| 1. 売上原価のうち工事損失引当金繰入額 | △13百万円 |
| 2. 研究開発費の総額          | 148百万円 |

## (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

### 1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数に関する事項

|          | 当連結会計年度期首   | 増加 | 減少      | 当連結会計年度末    |
|----------|-------------|----|---------|-------------|
| 普通株式     |             |    |         |             |
| 発行済株式（株） | 119,896,588 | －  | －       | 119,896,588 |
| 自己株式（株）  | 8,477,762   | 30 | 126,248 | 8,351,544   |

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものです。また、普通株式の自己株式の株式数の減少は、取締役等に対する株式報酬制度によるものです。

### 2. 剰余金の配当に関する事項

#### （1）配当金支払額

| 決 議                  | 株式の種類 | 配当金の総額<br>（百万円） | 1株当たり<br>配当額(円) | 基 準 日      | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2024年5月23日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 3,008           | 27              | 2024年2月29日 | 2024年5月24日 |

#### （2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決 議 予 定              | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>（百万円） | 1株当たり<br>配当額(円) | 基 準 日      | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2025年5月22日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 3,569           | 32              | 2025年2月28日 | 2025年5月23日 |

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資については主に流動性および安全性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金については、必要に応じて銀行借入により調達しております。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引はおこなわない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。また、一部外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

有価証券および投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式等であり、市場価格の変動リスク等に晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建ての営業債務については、為替の変動リスクに晒されております。借入をおこなう場合、主に運転資金の調達を目的としております。

デリバティブ取引をおこなう場合、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記「4. 会計方針に関する事項 (4)①重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスクの管理

当社は、業務推進規程に従い、営業債権について、各事業部門における営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減をはかっております。連結子会社についても、当社の業務推進規程に準じて、同様の管理をおこなっております。

為替予約の契約先は、信用度の高い銀行に限っているため、相手先の契約不履行によるいわゆる信用リスクは、ほとんどないと認識しております。

##### ② 市場リスクの管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、必要に応じて先物為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券および投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引額等を定めた職務権限規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得ておこなっております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

|              | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時価    | 差額 |
|--------------|----------------|-------|----|
| 有価証券及び投資有価証券 | 2,449          | 2,449 | －  |
| 合計           | 2,449          | 2,449 | －  |

(※1) 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」、「未払法人税等」は現金であること又は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

| 区分       | 当連結会計年度 |
|----------|---------|
| 非上場株式    | 146     |
| 非連結子会社株式 | 5       |

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルの時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

| 区分           | 時価    |      |      |       |
|--------------|-------|------|------|-------|
|              | レベル1  | レベル2 | レベル3 | 合計    |
| 有価証券及び投資有価証券 |       |      |      |       |
| その他有価証券      |       |      |      |       |
| 株式           | 2,233 | －    | －    | 2,233 |
| 債券           | －     | 99   | －    | 99    |
| 投資信託         | 35    | 81   | －    | 116   |
| 資産計          | 2,269 | 180  | －    | 2,449 |

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

株 式

上場株式は相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。

債 券

債券は取引金融機関から提供された基準価格等に基づいて算出しており、その時価をレベル2に分類しております。

投資信託

投資信託は活発な市場における取引価格を用いて評価できるものをレベル1の時価に分類し、取引金融機関から提供された基準価格等をもって時価としているものをレベル2の時価に分類しております。

## (収益認識に関する注記)

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益のうち、収益の認識時期により分解した情報は次のとおりです。

|                       | 当連結会計年度    |
|-----------------------|------------|
| 収益の認識時期               |            |
| 一定期間にわたり移転される財またはサービス | 146,299百万円 |
| 一時点で移転される財またはサービス     | 3,957      |
| 顧客との契約から生じる収益         | 150,256    |
| その他の収益                | —          |
| 外部顧客への売上高             | 150,256    |

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループの主要な事業であるディスプレイ業は、顧客との工事請負契約・業務委託契約等に基づき、主として集客環境づくりの調査・コンサルティング、企画・デザイン、設計、制作施工ならびに各種施設・イベント活性化、運営管理等を行う義務を負っております。

当社グループの主要な事業は、通常、(a) 履行義務の充足によって提供される便益を、その履行につれて顧客が同時に受け取って消費する、(b) 履行義務の充足が資産を創出するかまたは増価させ、その創出または増価につれて顧客が当該資産を支配する、または、(c) 履行義務の充足が他に転用できる資産を創出せず、当社グループが現在までに完了した履行に対する支払を受ける強制可能な権利を有している場合のいずれかに該当するため、一定の期間にわたり充足される履行義務であります。

成果物の引渡し義務を負う契約では、契約の履行に伴い、当該顧客仕様の資産が完成又は使用できる状態に近づくため、プロジェクトの進捗度を測定する方法に基づき収益を認識しております。進捗度の測定については、原則として、発生原価が履行義務の充足における企業の進捗度に寄与および概ね比例していると考えられることから、主に予想される原価総額と期末までの実際発生原価を基礎としたインプット法によっております。

それぞれの履行義務にかかる対価は契約に基づく支払条件に基づき、履行義務の充足前又は充足後に支払を受けています。なお、契約に重要な金融要素が含まれる取引はありません。

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益を理解するための情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

|               | 当連結会計年度期首<br>(2024年3月1日) | 当連結会計年度末<br>(2025年2月28日) |
|---------------|--------------------------|--------------------------|
| 顧客との契約から生じた債権 | 19,138                   | 17,225                   |
| 契約資産          | 18,051                   | 36,263                   |
| 契約負債          | 3,058                    | 3,370                    |

契約資産は、主に顧客と締結している契約（工事請負契約・業務委託契約等）において、進捗度の測定に基づいて認識した収益にかかる対価に対する権利のうち、時の経過以外の条件付きの権利であります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。契約負債は、主に顧客と締結している契約における顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

なお、当連結会計年度期首における契約負債残高は、概ね当連結会計年度の収益として認識しており、翌連結会計年度以降に繰り越される金額に重要性はありません。

また、当連結会計年度において、契約資産の増減は、主に収益認識（契約資産の増加）および営業債権への振替（同、減少）により生じたものであり、契約負債の増減は、主に前受金の受取り（契約負債の増加）および収益認識（同、減少）により生じたものです。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の金額は、当連結会計年度末現在で68,851百万円です。当該履行義務は、ディスプレイ事業における工事請負契約・業務委託契約等によるものであり、概ね2年以内に収益として認識されると見込んでおります。

#### (1 株当たり情報に関する注記)

|                      |         |
|----------------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額         | 486.63円 |
| 2. 1株当たり当期純利益        | 60.60円  |
| 3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 60.60円  |

#### (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

#### (その他の注記)

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券……………(1) 市場価格のない株式等以外のもの  
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(2) 市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法

#### 2. デリバティブ取引により生ずる

債権及び債務の評価基準及び………時価法（振当処理をした為替予約を除く）  
評価方法

#### 3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品……………主に個別法による原価法

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15～38年

構築物 10～20年

機械及び装置 10～17年

車両運搬具 4～ 6年

工具、器具及び備品 4～10年

無形固定資産……………定額法によっております。

（リース資産を除く）  
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によ  
っております。

## 5. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については  
貸倒実績率により、貸倒懸念債権および破産更生債権等特定  
の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込  
額を計上しております。

賞与引当金……………従業員への賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度末の負担額を計上しております。

完成工事補償引当金……………完成工事に係る瑕疵担保に備えるため、過去の補修実績に基  
づく将来の見積補修額を計上しております。

工事損失引当金……………受注工事に係る損失に備えるため、損失の発生が見込まれ、  
かつ、その金額を合理的に見積ることのできる工事につい  
て、その見積額を計上しております。

株式報酬引当金……………役員等への株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、  
支給見込額のうち当事業年度末までに発生していると認めら  
れる額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職  
給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に  
おいて発生していると認められる額を計上しております。  
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均  
残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により  
費用処理しております。  
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の  
平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法  
により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しておりま  
す。

関係会社事業損失引当金……………関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状  
態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

## 6. 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業であるディスプレイ業は、顧客との工事請負契約・業務委託契約等に基づき、主として集客環境づくりの調査・コンサルティング、企画・デザイン、設計、制作施工ならびに各種施設・イベント活性化、運営管理等を行う義務を負っております。

当社の主要な事業は、通常、(a) 履行義務の充足によって提供される便益を、その履行につれて顧客が同時に受け取って消費する、(b) 履行義務の充足が資産を創出するかまたは増価させ、その創出または増価につれて顧客が当該資産を支配する、または、(c) 履行義務の充足が他に転用できる資産を創出せず、当社が現在までに完了した履行に対する支払を受ける強制可能な権利を有している場合のいずれかに該当するため、一定の期間にわたり充足される履行義務であり、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法を採用しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、主に見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）によっております。

## 7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

重要なヘッジ会計の方法……………(1) ヘッジ会計の方法

為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理をおこなっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) 為替予約

(ヘッジ対象) 外貨建金銭債権債務等

(3) ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引をおこなっており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎におこなっております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象取引と同一通貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てており、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているため、決算日における有効性の評価は省略しております。

退職給付に係る会計処理……………退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

## (会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

## (会計上の見積りに関する注記)

(一定期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法の適用)

### 1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

|                                                     |           |
|-----------------------------------------------------|-----------|
| 一定期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法による売上高<br>(期末時点において進行中の金額) | 41,213百万円 |
| 工事損失引当金                                             | 19百万円     |

### 2. 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

一定期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法による売上高については、主として予想される原価総額を基礎として当事業年度末までの発生原価に応じた進捗度に、収益総額を乗じて算定しております。

予想される原価総額の見積りについては、受注段階において実行計画を編成し、工事の進捗を踏まえ都度見直しを実施するとともに、進捗度については、主として各期末までの発生原価が、予想される原価総額に占める割合に基づいて見積もっております。

なお、予想される原価総額が収益総額を超過する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、その超過すると見込まれる額のうち、既に計上された損益の額を控除した残額を、予想される原価総額が収益総額を超過することが見込まれた期の損失として処理し、工事損失引当金を計上しております。

当該見積りは、今後の工事の進捗に伴い、設計変更・追加契約の締結、資材・外注費等にかかる市況の変動および条件変更に伴う外注費の変動等によって影響を受ける可能性があり、翌事業年度の計算書類において、売上高および工事損失引当金の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## (貸借対照表に関する注記)

関係会社に対する注記

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりです。

|                |          |
|----------------|----------|
| 関係会社に対する短期金銭債権 | 188百万円   |
| 短期金銭債務         | 2,568百万円 |

## (損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 39百万円

仕入高 3,931百万円

販売費及び一般管理費 125百万円

営業取引以外の取引による取引高

営業取引以外の取引 636百万円

## (株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式 8,351,544株

## (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

(単位：百万円)

退職給付引当金 1,052

賞与引当金 469

未払賞与 446

貸倒引当金 161

関係会社株式評価損 155

未払費用（法定福利費） 144

未払事業税 119

その他 389

繰延税金資産小計 2,937

評価性引当額 △372

繰延税金資産合計 2,565

(繰延税金負債)

固定資産圧縮積立金 △1,298

その他有価証券評価差額金 △320

その他 △197

繰延税金負債合計 △1,817

繰延税金資産の純額 748

## (関連当事者との取引に関する注記)

### 関連当事者との取引

| 種類  | 会社等の<br>名 称           | 議決権等の<br>所有(被所有)<br>割合(%) | 関連当事者<br>との関係                                | 取引の内容                          | 取 引<br>金 額<br>(百万円) | 科 目                          | 期 末<br>残 高<br>(百万円) |
|-----|-----------------------|---------------------------|----------------------------------------------|--------------------------------|---------------------|------------------------------|---------------------|
| 子会社 | (株) ノ ム ラ<br>ア ー ク ス  | 所有<br>直接100%              | 当社の工事施工<br>の一部を受注<br>役員の兼任                   | 資金の借入<br>(注1)<br>利息の支払<br>(注1) | 2,072<br>10         | 関係会社<br>短期借入金<br>—           | 2,552<br>—          |
| 子会社 | (株) ノ ム ラ<br>メ ディ ア ス | 所有<br>直接100%              | 当社の納品した<br>展示装置のメン<br>テナンス業務を<br>受注<br>役員の兼任 | 資金の借入<br>(注1)<br>利息の支払<br>(注1) | 4,282<br>20         | 関係会社<br>短期借入金<br>—           | 3,736<br>—          |
| 子会社 | (株) シ ー ズ ・<br>ス リ ー  | 所有<br>直接100%              | 当社の間接業務<br>を受託<br>役員の兼任                      | 資金の貸付<br>(注1)<br>利息の受取<br>(注1) | 873<br>6            | 関係会社<br>短期貸付金<br>その他<br>流動資産 | 1,010<br>0          |
|     |                       |                           |                                              | (注2)                           | 8,001               | 未払金                          | 1,457               |

(注) 1. 資金の借入および貸付については、市場金利を勘案し利率を合理的に決定しており、取引額については期中平均残高を記載しております。

(注) 2. 子会社による当社支払債務の併存的債務引受・支払にともなう債務の発生であり、取引金額は原債務額面と同額であります。

## (収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表（収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

## (1株当たり情報に関する注記)

- |                      |         |
|----------------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額         | 399.34円 |
| 2. 1株当たり当期純利益        | 52.79円  |
| 3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 52.78円  |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。